



## 認証管理フォーム - 艇体および付属物 - チェックリスト

艇体登録番号 .....

認証管理日 .....

所有者 .....

公式 計測員 (オフィシャルメジャー) .....

注意- 測定者へ、このフォームは、**認証**プロセスにおけるガイドンス用です。**認証局**に送信する必要はありませんが、所有者または**公式測定員**が保持することができます。

- 1, **認証管理**は、**クラス規則**で変更された場合を除き、現行の**セーリング装備規則**に従って実施されるものとする。
- 2, **ハルおよび付属物**は、規則がこのフォームに記載されていない場合でも、セクションD、E、F、G、Hのすべての**クラスルール**に従うものとする。
- 3, チェックボックスは、機器がステートメントに準拠している場合にのみ有効です。  
すべての項目が**クラス規則**セクションD、E、F、G、Hに準拠していることを確認した場合にのみ、**認証管理**フォームに記入して下さい。  
疑問がある場合は、**証明機関**に問い合わせてください。

## 船体

1. D. 1. 4 登録番号は、**艇体**の取り外しできない部分（付属品や**補正錘**を除く）の見やすい場所に、塗装、彫刻、接着、成形のいずれかの方法で表示されている。
2. D. 1. 5 **マスト**位置近くの**船体**中心面に最小直径 5mmの**デッキリミットマーク**が表示されている。
3. D. 2. 1 船体構造材料は以下のものを含まない：（1）エラストマー性（弾性高分子化合物）原料で出来ている場合を除き、膨張、発泡またはハニカム材（2）ガラスファイバーよりも弾性係数の高い繊維強化剤。（解釈：エラストマーで出来た展芯材、発泡材、ハニカム材は使用して良い。軽くて強度の高い材料を禁じている。）
4. D. 2. 2(a) **艇体**は**モノハル**である。
5. D. 2. 2(b) **キール**と**ラダー**のトランキングを除いて、艇体には -  
a. **水面**および/または水中プロファイルの空隙  
b. 3 mmを超える平面図および/または水中プロファイルのくぼみ  
c. 水と平行に試験したときに3mmを超える**艇体の下面**の横方向のくぼみ  
図I.2のような平面
6. D. 2. 2(c) **艇体**の前方10mm 以上は弾力素材である。
7. D. 2. 2(d) **ラダー**は**キール**の後方の**艇体**に取り付けられている。
8. D. 2. 3(a) **艇体**の剛性および/または強度および/または水密性 に寄与する継手には、D. 2. 1によって禁止されている材料は含まれていない。3. D. 2. 1参照。
9. D. 2. 3(b) ボールおよび/またはローラーベアリングは、**シート制御ラインブロック**、**メインセイルブームシートブロック**、**ヘッドセイルブームシートブロック**でのみ使用。
10. D. 2. 3(c) すべての継手は**艇体**シェルまたはデッキの艇内にある。
11. D. 2. 4 遠隔操作装置は、以下の一部または全部のみで構成されている：1つ以上の受信機、1つの舵取機、1つのシート制御装置、電池バック、電気ケーブル、コネクタ、スイッチ、電圧を示す1つの装置または内蔵の電圧表示装置、電圧制御装置。

## 付属

12. E. 1. 1 **キール**はクラス規則 E. 1. 1 に準拠している。
13. E. 3. 2(a) **キール**と**ラダー**は**艇体**から 取り外し可能である。
14. E. 3. 2(b) (1) **キール**と**ラダー**は繋がっていない。
15. E. 3. 2(b) (2) **キール**や**ラダー**が連結されていない。
16. E. 3. 2(b) (2) **キール**および/または**ラダー**には、使用中に水が流れる開口部がない。
17. E. 4. 1 **キール**の最下点から 60mm 以上の高さの箇所測定した**キール**の最大横断寸法が 20mm以下である。